

橿原市との土地賃貸借契約に関する判決のご報告

当法人が橿原市より借用しております経済会館用地の賃貸借契約に関し、橿原市から貸付料の増額請求が提起されておりました件につきまして、令和8年6月26日、奈良地方裁判所葛城支部において判決が言い渡されました。

判決の主文は以下のとおりです。

- 1 原告（橿原市）の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告（橿原市）の負担とする。

この判決により、当法人側の主張が妥当であると認めていただいたものと受け止めております。

なお、判決内容の如何にかかわらず、当法人はこれまでと変わることなく、中南和地域の経済振興および地域社会の健全な発展に寄与する公益活動を着実に推進してまいります。

令和8年6月30日
公益社団法人橿原経済倶楽部
会長 高瀬泰嗣